

印

災害時等におけるタクシー車両等の
利用に関する協定書

和歌山県かつらぎ町

印

株式会社有交紀北

災害時等におけるタクシー車両等の利用に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）と株式会社有交紀北（以下「乙」という。）は、災害時等における乙所有のタクシー車両等の利用に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、かつらぎ町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難者を乙所有のタクシー車両等により避難所等に安全かつ迅速に避難させることにより、被害の軽減を図り、町民の安全を確保することを目的とする。

（内容）

第2条 支援の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 移動が困難となった被災者等が、発令される避難情報に基づく避難（以下「避難」という。）を開始する際の自主避難先から避難所等への移送。
- (2) 特別な配慮を要する者が、避難を開始する際の避難所等への移送。
- (3) 甲の救助及び救護業務その他災害応急対策業務に従事する者の移送。
- (4) 甲の指定する救援物資集積場から避難所等までの救援物資の運搬。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、避難者を避難所等に避難させることが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとし、乙は、甲からの要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 配車要請は、原則としてタクシー車両等配車要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファックス等により要請できるものとし、その後速やかに配車要請書を提出するものとする。

- 2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について相互に確認するとともに、災害時等に支障をきたさないように努めるものとする。

（連絡責任者の選任等）

第5条 甲及び乙は、災害時等におけるタクシー車両等の利用を円滑かつ安全に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、連絡体制表を作成するものとする。

- 2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(職員等の同乗)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙のタクシー車両等に甲の職員等を同乗させることができる。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定による要請により乙に発生する経費の甲の負担額は、タクシー運賃料金表に基づき算出されたものとする。

2 タクシー運賃料金表については、毎年度甲及び乙が協議のうえ見直すこととする。

3 第1項に基づき経費の算出が困難な場合は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(請求)

第8条 乙は、甲に対し経費の支払いを書面により請求するものとする。

(事故等)

第9条 乙は、運行中のタクシー車両等が故障その他の理由により運行できなくなったときは、速やかに代替車両を手配し、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、運行中のタクシー車両等に事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害時における情報提供)

第10条 甲及び乙は、災害時等それぞれが入手した情報を相互に提供しあい、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、運行に関わり知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和 5年 4月 12日

甲 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

かつらぎ町長

中 限 権 員

印

乙 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東 433 番地

株式会社 有交紀北

代表取締役

西 脇 正 宣

印

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

株式会社有交紀北 様

かつらぎ町長

印

タクシー車両等配車要請書

災害時における支援について、次のとおり要請します。

(1) 年 月 日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
(2) 場 所	
(3) 要求の内容	
(4) そ の 他 必要な事項	